

郡上偕楽園 重要事項説明書

当施設のサービスをご利用いただくにあたり、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

1. 事業者の概要

事業者の名称	郡上市
事業者の所在地	岐阜県郡上市八幡町島谷228番地（郡上市役所）
代表者の氏名	郡上市長 山川 弘保
電話番号	0575-67-1121

2. ご利用施設

施設の名称	郡上偕楽園
施設の所在地	岐阜県郡上市大和町島2347番地6
指定事業所番号	2171000603
施設長（園長）の氏名	成瀬 敦子
電話番号	0575-88-2048（fax. 0575-88-2011）

3. 施設の運営方針

当施設は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って介護サービスを提供するように努めます。ご利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練などを行い、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。

4. 施設の概要（短期入所）

- 定員……20名
- 居室……7室（4人部屋 3室、2人部屋 4室）
- 主な設備……食堂・機能訓練室、浴室（機械浴・個浴）、医務室

5. 職員の配置状況（短期入所）

（令和6年4月1日現在）

職種	職員数	勤務体制
施設長（園長）	1人（兼務）	8：30～17：15
生活相談員	1人（兼務）	8：30～17：15
介護職員	11人	早出（標準） 6：30～15：30 日勤（標準） 9：50～18：30 遅出（標準） 10：30～19：30 夜間（標準） 19：00～翌9：45
看護職員	1人（兼務）	早出 7：30～16：15 日勤 8：30～17：15

		遅出 9:30～18:15 夜間 自宅待機(当番制)
機能訓練指導員	1人(兼務)	8:30～17:15
管理栄養士	1人(兼務)	8:30～17:15
事務員	1人(兼務)	8:30～17:15
医師	1人(嘱託)	週2回(火曜日・金曜日) 嘱託医師 大和医院(林 淳弘)

6. 施設サービスの内容

当施設では、サービス計画(ケアプラン)に基づいて、次のサービスを提供します。

(1) 食 事

- ・管理栄養士が立てる献立により、栄養とご利用者の身体の状態や嗜好に配慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、できるだけ離床して食堂等で食事をとっていただきます。
- ・食事時間は、おおむね次のようになっています(季節等により変更になる場合があります)。

朝食 7:30～ 8:30

昼食 11:45～12:45

夕食 17:20～18:20

(2) 入 浴

- ・入浴または清拭を、週2回行います。
- ・ご利用者の身体の状態に応じた方法(機械浴槽など)で入浴できます。

(3) 排 泄

- ・排泄の自立を支援するとともに、利用者の状態に応じて適切な排泄介助を行います。

(4) 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の身体状況に応じた機能訓練を行い、生活機能の維持改善に努めます。

(5) 健康管理

- ・医師と看護職員が連携して、健康管理を行います。

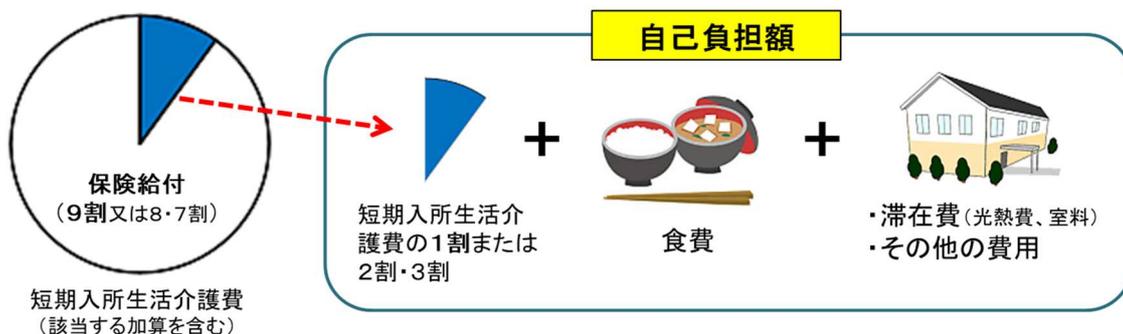
<当施設の嘱託医師> 大和医院(林 淳弘) 診療科:内科、外科、胃腸科、肛門科

(6) その他

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・口腔内を清潔に保つため、毎食後、口腔ケアを行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるように、定期的にシーツ等の交換を行うとともに、適切な整容についても配慮します。
- ・季節の行事やレクリエーション、喫茶コーナーなど憩いの場を提供します。
- ・ご利用者やご家族からの相談に随時対応します。

7. サービス利用料金

ご利用者に負担していただく利用料金は、下図の自己負担額になります。



(1) 短期入所生活介護費・介護予防短期入所生活介護費

ご利用者の要介護度と負担割合により、サービス費の1割(又は2割、3割)を負担していただきます。

1日当たりの自己負担額(1割負担の場合)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円

(2) 食費、滞在費

1日当たりの負担額

食費	1,445円 (朝食 209円、昼食 712円、夕食 524円)
滞在費	915円

※ご本人や世帯の収入等により、食費や滞在費を軽減するする制度があります。詳しいことは、市役所(高齢福祉課)へお問い合わせください。

(3) 加算額

基本加算(1日当たり)

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	介護福祉士80%以上、勤続10年以上の介護福祉士35%以上のいずれかに該当すること
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上勤続7年以上30%以上のいずれかに該当すること
看護体制加算Ⅰ	4円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	8円	看護職員を基準数以上配置しており、24時間の連絡体制を確保している場合
夜勤職員配置加算Ⅰ	13円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合
夜勤職員配置加算Ⅲ	15円	夜勤帯に看護職員または喀痰吸引業務の登録を受けた介護福祉士を基準数以上配置した場合
機能訓練体制加算	12円	専従の理学療法士等を1名以上配置している

該当時加算（1日当たり）

送迎（片道）	184円	送迎をおこなうことが必要と認められる利用者に送迎を行なう場合
緊急短期入所受入加算	90円	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	日常生活に支障をきたすような認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合
若年性認知症利用者受入加算	120円	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合

（4）その他の費用

○ 日用品・医薬用品（個人に必要な物品で一律に支給しないもの）注	実費
○ 喫茶コーナー（飲み物など）	
○ 嗜好品（個人の嗜好で特別に購入されるもの）	
○ 電気代（利用する場合。コンセント1個当たり）	50円/日

注 おむつ代は、介護保険給付の対象となっているため、ご負担の必要はありません。

（5）利用料金のお支払い方法

前記（1）～（4）の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、納期限までに次の方法でお支払いください。

- ① 指定金融機関の口座からの自動引き落とし（原則）
- ② 施設発行の納付書により、金融機関で支払い

※領収書は、後日送付いたします。

確定申告（医療費控除）される時、領収書の提出が必要になる場合がありますので、大切に保管して下さい（領収書の再発行は原則いたしません）。

8. 苦情の受付について

（1）当施設における苦情の受付

受付担当者 事務長（電話 0575-88-2048、FAX 0575-88-2011）

受付時間 8：30～17：15（土日祝日を除く）

（2）その他の苦情受付機関

- 岐阜県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情相談係
岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内（電話 058-275-9826、FAX 058-275-7635）
受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）
- 郡上市健康福祉部高齢福祉課
郡上市八幡町島谷 228（電話 0575-67-0807、FAX 0575-66-0157）
受付時間 8：30～17：15（土日祝日を除く）

9. 協力医療機関

医療機関の名称	郡上市民病院
所在地	郡上市八幡町島谷 1261
電話番号	0575-67-1611
診療科目	内科・外科・整形外科・耳鼻科・泌尿器科・産婦人科・心療内科・脳神経外科・小児科
入院設備	ベッド数 150床
救急指定の有無	有

医療機関の名称	つるだクリニック
所在地	郡上市高鷲町大鷲 2049-1
電話番号	0575-72-0020
診療科目	内科、小児科、リハビリテーション科

(協力歯科医療機関)

医療機関の名称	岩谷歯科医院
所在地	郡上市大和町徳永 730-1
電話番号	0575-88-4155
診療科目	歯科、小児歯科、歯科矯正

10. 非常災害対策

非常災害に備えて、必要な設備の整備や避難等の対策マニュアルを作成しています。
また、定期的に避難訓練等を行っています。

11. 事故発生時の対応

当施設では、事故の発生又はその再発を防止するため、次の対策を行っています。

- ① 事故発生時の対応や事故発生を防止するための指針（マニュアル）を整備しています。
- ② 事故の防止対策を検討する施設内の会議や職員研修を定期的に行っています。

12. 感染症対策について

当施設では、感染症の予防及びまん延防止のため、次の対策を行っています。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する施設内の会議をおおむね3カ月に1回以上開催しています。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針（マニュアル）を整備しています。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を定期的を実施しています。

13. 褥そう防止対策について

当施設では、褥そうが発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しています。

14. 身体拘束等の適正化について

当施設では、身体拘束等の適正化を図るため、次の対策を行っています。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する施設内の会議を3カ月に1回以上開催しています。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針（マニュアル）を整備しています。
- ③ 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

15. サービスご利用上の留意事項

(1) 面会について

- ・ 面会時間は、10時00分から19時30分までとします。
- ・ 面会される場合は、受付で面会簿に記帳してください。
- ・ 感染症予防、その他施設の事情により、面会を中止または制限する場合があります。

(2) 外出について

- ・ 外出される場合は、必ず行先と帰園時間を職員に申し出てください。

(3) 遵守事項について

次の事項は、必ず守っていただくようお願いします。

- ・ 火気の手扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。
- ・ 建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。
(故意に、物品等を破損させた場合は、弁償していただくことがあります)
- ・ 喧嘩、口論等他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- ・ その他施設が定める注意事項を遵守すること。

16. 個人情報の使用等について

当施設は、ご利用者又はご家族の情報について、この重要事項説明書への同意を得た後、下記の利用目的の範囲内で使用、提供又は収集できるものとします。

【利用目的】

- ① 要介護認定の申請、更新、変更のため及び認定調査情報把握のため
- ② 利用者に関する介護計画（ケアプラン）を立案するために開催するサービス担当者会議への情報提供のため
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者等との連絡調整のため
- ④ 医療サービスの利用のため、主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 利用者の受診付添い等時における利用者の病状把握のため
- ⑥ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑦ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議への情報提供のため
- ⑧ 緊急時における連絡等に必要な場合
- ⑨ その他、適切なサービスを提供する上で必要な場合

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	実施していません
実施年月日	—
評価機関	—

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

【事業者】 岐阜県郡上市大和町島2347番地6
特別養護老人ホーム 郡上偕楽園

説明者 生活相談員 松永 紳作 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けたことを確認し、記載内容に同意します。

令和 年 月 日

【利用者】 氏名 _____ 印

【身元引受人】

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

氏名 _____ 印

利用者との関係 (_____)